

隊員募集のため、15歳、18歳、22歳の住民基本台帳を閲覧

自衛隊が



村上かずしげ通信 23.3.19

発行 日本共産党市議団 23-5212



突然、あなたのおうちの息子さんを訪ねて、「自衛隊に入隊しませんか」との勧誘が来たことはありませんか？

「なぜわが家に、高校を卒業する男の子がいることを知ったのだろう?」「個人情報が漏れているとしたら怖い」そんな思いをした方もいるかもしれません。

募集への協力は市の義務！

自衛隊法第97条で、自衛官募集事務は市町村の法定受託事務（国から委任を受けた事務で市はこれを拒否できない）とされ、毎年、自衛隊は入隊対象の15歳、18歳、22歳の住民基本台帳を閲覧し、書き写しています。また自衛隊法施行令も改悪され、自衛官の募集について、市町村へ名簿の提出を求める事もできるようになりました。道内では、札幌、帯広、旭川が名簿の提出をしています。

釧路市は、市の側から名簿を提出していませんが、書き写しを許可しているのですから、結局は同じことです。

閲覧そのものの事実は公表してはいますが、まさか自分の子どもの名簿が閲覧されているとは思いもよません。

「除外」制度をつくれ！

何よりも問題なのは、肝心の子どもたちに、自分の名簿が閲覧された事実が、知らされていないことです。

自分の名簿は提供させないと希望すれば『除外』という手続きで、提供させないことができるとしている自治体もあります。

しかし、このことを市は明確にしていません。

「閲覧させる」という情報を前もって、子どもと保護者に伝え、入隊を希望しない子や親が、「閲覧させない」と登録できるようにすることは、最低限でもやるべきです。

許可した市の責任を問う

個人情報保護の立場から、住民基本台帳法は閲覧を厳しく制限しています。閲覧条件に「公共団体の機関が、法令で定める事務のために必要である場合」が定められていて、この条文に合致しているとして、市は閲覧を許可しています。しかし、実際に自衛隊に入隊を希望している子はほんの一部。対象年齢全員の名簿を閲覧させる合理的な根拠はありません。